

## 2023年度（令和5年度）事業計画について

## 1 本年度の方針

今年度においても、個別相談を通じて、就労困難者一人ひとりに寄り添った支援を実施していくことを中心としつつ、第3次地域就労支援計画（以下、「第3次基本計画」という。）に記載した事業内容を推進していくために、無料職業紹介事業をはじめとする他の事業及び関係機関との連携を強化し、就労に結び付く具体的施策を実施してまいります。

## 2 本年度の重点内容の決定に至る分析について

参考資料「重点内容の決定に至る分析について」の中で、記1「就労阻害要因」、記2「属性別の就労阻害要因」及び記3「地域就労支援センターの就労定着状況」について、分析を行ったところです。

記1「就労阻害要因」については、「働く機会の不足」、「情報の不足」、「生活上の課題」の順に多く、記2「属性別の就労阻害要因」の分析においても全属性に平均して通じる要因であることから、それぞれの分析結果に対応すべく実施する具体的施策が下記（1）から（3）です。

記3「地域就労支援センターの就労定着状況」についても同様に、分析結果に対応する具体的施策が下記（4）となります。

## （1）働く機会の不足

「求人が不足していること」及び「公正な採用選考や労働法制に対する企業の理解不足」により雇用機会が拡大しない問題に対して、下記のとおり対応します。

「求人が不足していること」の対策として、企業開拓員が無料職業紹介事業登録事業所に対して個別求人開拓を行い、そこで収集した情報を地域就労支援事業及びパーソナル・サポート事業に共有することで求人確保に努めます。

また、「公正な採用選考や労働法制に対する企業の理解不足」に対しては、引き続き、公正採用選考の推進及び労働法制の周知に努め、多様な人材の活躍及び多様な働き方の啓発を行い、事業所に対して地域就労支援制度への理解を求めてまいります。

## （2）情報の不足

「就労すること自体」及び「就労を支援する機関の情報」が就労困難者に届いていない問題に対して、下記のとおり対応します。

「就労すること自体の情報」の不足を防ぐために、第3次基本計画でも謳っているように、労働支援課、無料職業紹介所及びワークサポートセンターを市内における就労に係る情報発信の拠点とし、労働法制を含めた労働市場状況及び求人情報提供の充実に努め、就労へ結びつけてまいります。

「就労を支援する機関の情報」の不足についても、就労困難者が相談できる機関の情報（地域就労支援センター及びパーソナルサポートセンター等）を積極的に周知してまいります。

また、情報を周知するだけでなく、相談機関に係る情報は知っていても、それぞれが抱える就労阻害要因により、相談機関を利用することに消極的な就労困難者がいることにも注目し、真に支援を必要とする就労困難者を見つけ出し、迅速に働きかけを行い、個別相談へと繋げていく「アウトリーチ支援の充実に」努めてまいります。

さらに、就労困難者を早期に発見するためにも、重層的支援体制整備事業に関わる関係各課や関係機関との連携も強化していきます。

### （3）生活上の課題

生活においてさまざまな課題があり、労働条件が大きく制限されること、並びに健康状態や体力などに課題があるため、希望条件や適性に合致する求人が少ないために就労に結びつかない問題に対して、下記のとおり対応します。

相談過程においては、自己理解を促し、自身の置かれている状況と能力を的確に分析する支援を行うとともに、各関係機関と連携して、生活上の課題に応じた社会的支援を提供してまいります。

また、社会的支援の提供に当たっては、就労困難者へのアウトリーチ支援による働きかけを通じて、地域就労支援センター及びパーソナルサポートセンターと各関係機関との連携を強化してまいります。

### （4）地域就労支援センターの就労定着状況

就労後の離職に係る原因として、就労困難者の希望する仕事内容と実際の仕事内容が乖離している「ミスマッチ」が最も多い状況です。このミスマッチを解消するために、下記のとおり対応します。

まず、地域就労支援事業及びパーソナル・サポート事業における丁寧な個別相談で自己理解を促し、その過程で導き出された就労条件を無料職業紹介事業と共有します。

その後、企業開拓員が登録事業所に対して個別求人開拓を行うとともに、求人情報には記載されていない、就労困難者が真に必要とする情報（仕事に

関する情報、職場環境の情報)を収集し、地域就労支援事業及びパーソナル・サポート事業にフィードバックすることを継続して行ってまいります。

### 3 重点内容の決定について

記2の分析及びそれに対応する具体的施策を踏まえ、今年度の重点内容を下記のとおりとします。

- (1) 地域就労支援センター、パーソナルサポートセンター及び無料職業紹介所との連携による個別求人開拓
- (2) 地域就労支援事業に係る情報発信の強化
- (3) 地域就労支援センター及びパーソナルサポートセンターによるアウトリーチ支援の充実